

運転免許、自主返納のご案内

◆ 運転免許の自主返納とは

運転免許の有効期間のまだある方が、体力や視力の低下などにより、自主的に運転免許を返納することです。

返納方法は、総合交通安全センター、警察署、交番、駐在所において本人が手続きすることを原則とします。ただし、家族等による代理申請や一人暮らしの方、交通手段がない方を対象とした訪問・郵送によって行うこともできます。



カモンくん

受付場所・日時	山形県総合交通安全センター	平日 (月～金)	午前10時～11時30分 午後 2時～ 3時30分
		日曜日 要申込	午後2時～午後3時 <u>事前申込が必要です</u> 総合交通安全センター 電話 (023) 655-2150 (音声ガイダンス3番) 申込受付時間：平日(祝日を除く) 8:30～17:15 ※全免許の返納に限り手続きができます。
	住所地の警察署	平日 (月～金)	午前9時～12時、午後1時～4時30分 ◎山形、上山、天童、寒河江、村山警察署では、 全免許の返納に限り手続きができます。
	住所地の警察署管内の各交番・駐在所	平日 (月～金) 要申込	午前9時～午後3時 ◎警察署等での手続きが困難で、交番等へ複数回来所が可能な方 ※全免許の返納に限り手続きができます。 ※マイナ免許証を保有中の方は手続きできません。 ※免許証を紛失中の方は手続きできません。 ※ご家族等による代理申請はできません。
必要なもの			運転免許証又はマイナ免許証(運転免許証とマイナ免許証を保有の方は、両方お持ちください。お持ちいただけない場合は手続きできません。) (代理申請の場合、本人直筆の委任状・代理人身分証明書)

✿一人暮らしや交通手段のない外出困難の方でも・・・✿

【対象となる方】 ・一人暮らしの方 ・代理申請ができない方 ・交通手段がない方 ・外出できない方 【要申込】 《受付》 平日 10:30～12:00 13:00～16:30 希望する方は<u>事前申込が必要です</u>	《自宅等訪問による返納》 運転免許の担当者が訪問、説明した上でその場で手続きします。
	《郵送による返納》 次のいずれにも該当する方は、郵送での手続きができます。 ・免許証の有効期限が<u>残り1か月以上</u>ある方 ・住所変更がない方 ・免許証を紛失していない方 ・免許証のみをお持ちの方 (マイナ免許証をお持ちでない方)



【問い合わせ先】

山形県警察本部交通部運転免許課(山形県総合交通安全センター)

994-0068 天童市大字高揃1300 電話(023)655-2150(音声ガイダンス3番)

平日(祝日を除く月～金) 8:30～17:15